

# 消防設備保守点検業務仕様書

下記施設における消防設備について、定期点検若しくは臨時点検を行い、設備機能を常に正常な状態に保守するため、次のとおり仕様を定める。

## 記

1. 委託名 鹿島区公共施設消防設備保守点検業務委託
2. 委託箇所 鹿島区役所 外8施設
3. 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日
4. 業務内容等

(1) 本業務は、消防法等の法令に基づく下記の定期点検のほか、故障発生等必要に応じ保守点検を実施するものとする。

なお、定期点検の実施時期については、施設管理者と協議の上決定するものとする。

点検区分	点検実施の回数
外観点検	1回
機能点検	1回
総合点検	1回
精密検査	必要により協議の上行う

## 【点検の内容】

消防法施行規則第31条の4第1項の規定による点検を実施するものとする。

### ・外観点検

消防用設備機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項を設備の種類に応じて確認すること。

### ・機能点検

消防用設備機器の性能について外観から又は簡易な操作により判別できる事項を設備の種類に応じ、基準に従い確認すること。

### ・総合点検

消防用設備の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備を使用することにより、当該消防設備の総合的な機能を設備の種類に応じ、基準に従い確認すること。(自家用発電機を有する施設については負荷運転点検も含む)

## 【点検結果の報告】

- ① 点検結果は、令和9年2月28日までに報告すること。
- ② 報告書は施設管理者の氏名を記載した書類をファイリングした2部を作成し、うち1部をもって年度末に消防署への代理報告を行うこと。
- ③ 点検結果に異常と判断される箇所がある施設へは、不良(不具合)箇所と不良内容の詳細を記載した一覧表と修繕見積を提出すること。

(2) 本業務の実施にあたっては、業務に従事する技術者（消防設備士及び消防設備点検資格を有する者）について、資格証等の写しを施設管理者に提出し、担当職員の承諾を受けるものとする。

(3) 請負者は契約期間中における機器の保守について一切の責任を負い、消防設備が火災又は誤報により作動したときは、発注者の通知を受けた後早急に現場に急行し適切な処理をとるものとする。

(4) その他の詳細な事項については、甲の指示により実施するものとする。

#### 5. 秘密の保持

本業務上知り得た秘密は、一切他に漏らしてはならない。

#### 6. 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

#### 7. その他

業務の遂行にあたっては、相互に信義を守り誠実に履行するものとし、業務の履行上生じた疑義その他については、法令その他慣習に従うほか相互に協議の上決定するものとする。